

# 学校法人松山大学自己点検・評価内部評価委員会規程

2026(令和8)年5月26日

制定

(目的)

第1条 この規程は、松山大学自己点検・評価規程第5条第5号の規定に基づき、学校法人松山大学自己点検・評価内部評価委員会(以下「内部評価委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第2条 内部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教学担当理事
- (2) 財務担当理事
- (3) 総務担当理事

2 内部評価委員会に委員長を置く。委員長は内部評価委員会の業務を統括する。

3 委員長は第1項第1号の者をもって充てる。

4 委員長が必要と認めた場合は、第1項各号以外の者を陪席者として出席させることができる。

(開催)

第3条 委員長は、内部評価委員会を招集し、その議長となる。

2 内部評価委員会は、全員の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者全員の賛成をもって決する。

(審議事項)

第4条 内部評価委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 松山大学が実施した自己点検・評価の結果及び当該結果に基づく改善活動の状況に関する事項
- (2) 毎年度のアセスメントプランに基づく点検・評価及び改善活動の運用状況に関する事項
- (3) 内部質保証システムの有効性及び適切性の評価に関する事項
- (4) 内部質保証システムの改善及び向上に資する提言に関する事項
- (5) その他内部評価委員会が必要と認める事項

2 内部評価委員会は、前項各号の審議の結果を、内部評価報告書として取りまとめ、学長に報告するものとする。

(手当)

第5条 内部評価委員に対し、手当は支給しない。

(所管)

第6条 内部評価委員会に関する事務は、教学推進課が行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、内部評価委員会の運営に関し必要な事項は、常務理事会が定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いた上で、常務理事会が行う。

附 則(2026(令和8)年5月26日)

この規程は、2026(令和8)年6月1日から施行する。